

令和3年3月9日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

標記について、別紙のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事等に対して事務連絡が発出されておりますところ、貴法人におかれては、本事務連絡も御確認の上、都道府県から新型コロナウイルス感染症防止対策に係る要請等がなされた場合は、必要な協力等を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上

特定都道府県等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡
令和3年3月5日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、特定都道府県（1都3県）における留意事項等を示す。概要は別紙のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、1都3県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 特定都道府県における催物の開催制限

（1）催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.（1）①のとおり取り扱うこと。

（2）人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（3）及び令和3年2月26日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

(3) その他留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(I)のとおり取り扱うこと。

② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間)までに販売されたチケット】

当該チケットは、3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間、3月6日～9日)まで販売された分について、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【周知期間後に販売されるチケット】

当該チケットは上記(1)、(2)及び(3)①のとおり取り扱うこと。

③ 年度末等に向けて行われる行事等

令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(III)のとおり取り扱うこと。

(4) 緊急事態宣言解除後の取扱い

1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

2. 特定都道府県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(1)のとおり取り扱うこと。

なお、本事務連絡1.(4)と同様に、1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

3. 特定都道府県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(1)のとおり取り扱うこと。

4. その他留意事項

①特定都道府県以外の都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限及び外出自粛の取扱い

1都3県以外の都道府県においては、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

②感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

(基本的な考え方)

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

<施設利用関係>

施設の 種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

<イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

<施設利用関係>

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	